

## 「令和元年度 第3回高知市子ども・子育て支援会議」

開催日時：令和元年10月17日（木）18時30分～20時30分

会 場：総合あんしんセンター3階大会議室

（子育て給付課 宮本課長）

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第3回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

私は、こども未来部子育て給付課長の宮本でございます。本日はよろしくお願いいたします。お忙しい中、今回ご出席を賜りまして感謝申し上げます。議事に入りますまで、司会、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は15名の委員様の中、出席委員13名で条例に定めております過半数の出席を満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。なお、吉川委員、松下委員がご都合により欠席との連絡をいただいております。

本日の会議ですが、子ども・子育て支援事業計画の各論などにつきまして、ご説明等させていただきます、ご議論いただきたいと思います。なお、第2期の計画の策定に当たりましては、国のほうで策定しております計画についての基本指針が9月に改正されており、その内容を踏まえての提案となっております。

続きまして、配付しております資料の確認をお願いいたします。委員の皆様は席のほうに委員名簿、会次第、座席表を置いております。また、配付資料といたしまして、先日送付させていただきました資料1各論について、資料2重点施策について、また参考資料としまして、9月に改正されました子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について（概要）を置いてございます。その下に第3次高知市食育の推進計画概要版、私から始まる高知市の食育を置いておりますので、ご確認のほうをお願いします。資料に不足等がございましたら、事務局までお知らせをください。大丈夫でしょうか。資料1につきましては、差し替えがございますので差し替え分を本日お配りしておりますので、ご確認くださいようよろしくお願いいたします。

会議の開催に当たりまして、お願いが1点ございます。本会議は情報公開の対象となりますので、議事録を作成させていただきます。発言の際はお名前をおっしゃっていただきまして、その後にご発言をお願いいたします。なお、録音をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いいたします。有田会長よろしくよろしくお願いいたします。

（有田会長）

よろしくお願いいたします。

それでは前回の会議で施策体系につきまして、事務局のほうで再検討となっておりますが、そのことにつきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

(こども未来部 山崎副部長)

こども未来部の山崎です。

前回の会議議事 1 第二期計画の骨子のうち基本理念, 基本方針, 施策体系におきまして, 施策体系 1-4「食育の推進と食生活支援」, 施策体系 4-5「厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援」の名称などにつきまして, 委員の皆様からご意見をいただきまして, 事務局で再検討することとしておりました。本日の会議では議事の (1) 各論についてにおきまして, その施策体系の内容についてご議論をいただく予定となっております。また, 施策体系 4-5「厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援」につきましては, 国において次期子供の貧困対策に関する大綱の策定に向けて現在作業中でありまして, 法によりまして市町村計画は大綱を勘案して定めることとされておりますので, 少し時間をずらしまして次回 11 月の会議で施策の内容や名称などについてご議論いただきたいと思いますと考えております。このため施策体系の名称などにつきましては, 本日の各論に関する議事において委員の皆様のご意見をさらにお伺いしました上で, 次回 11 月に予定しております第 4 回会議において, 本日の会議の議論を踏まえ施策体系の名称や概要についてご説明をさせていただきたいと存じますので, よろしくをお願いいたします。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから施策体系の名称につきましては, 今回のこの会議の中で議論して, その議論を踏まえまして次回の会議で提案をしたいということがありました。委員の皆様, 先ほどの事務局のほうからありました提案を承認してもよろしいでしょうか。

よろしいですかね。はい, ありがとうございました。では, 承認ということで次回の議題としてまいりたいと思っております。

それでは, お手元にあります会次第に従いまして議事を進めてまいります。議事の (1) 各論について, 施策ごとに事務局から説明をお願いいたします。

(母子保健課 野田課長補佐)

それでは資料 1 の各論の 1 ページをお開きください。1 子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実の主な修正点について, 母子保健課よりご説明申し上げます。

始めに 1-1 妊娠期からの切れ目のない支援【重点施策①】についてです。まず, この施策名についてですが, 現計画では健やかな子供の誕生への支援となっておりますが, 次期計画では子供の誕生への支援はもちろん, 妊娠中から産後までの妊産婦への支援を強化していくことから, 妊娠期からの切れ目のない支援のほうの内容に合っていると考え修正, 提

案させていただきました。委員の皆様方からご意見をいただければと思います。

現状と課題の前半では、主な事業の実績について修正、追加しました。具体的には第一期計画において、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援のための体制整備を挙げておりましたので、母子保健コーディネーターを配置した子育て世代包括支援センターの設置状況について新たに記載しました。また、乳児家庭全戸訪問事業から産後うつを含めた支援が必要なケースを継続支援につなげる取組や新規に開始した産後ケア事業についても加筆しています。

次に2ページをお開きください。現状と課題の後半では、各種アンケートから見れる、若い女性の健康管理状況について修正、加筆しております。近年、若い女性のやせ志向による無理なダイエットや偏った食生活による「低栄養」が課題となっており、妊娠前からの母体の健康管理の重要性について言及しました。

3ページの今後の方向性では、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援が実施できるよう、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦やその家族に必要な情報提供や相談・支援を行うため、本年11月には母子保健課に続き2カ所目の子育て世代包括支援センターを西部地域に開設いたしますが、支援の入り口となる全妊婦との面接が実現できるよう、さらなる体制の拡充について掲げております。また、出産後の産後間もない母子に対して、心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かい支援が実施できるよう産婦健康診査などの実施も含め、産後も安心して子育てができる体制を構築していくことを掲げています。

次に5ページをお開きください。1-2子どもの健康管理の主な修正点について、ご説明します。現状と課題の中では、主な事業実績を中心に修正、加筆しております。新たな取組としては、新生児聴覚検査事業と3歳児健診における弱視の早期発見のための他覚的屈折検査の導入について記載いたしました。また、虫歯が健康格差の一つであることから、1歳6カ月健診の歯科のフォロー事業として開始した、むし歯予防フォローアップ事業について記載しています。さらに乳幼児期に基本的な生活リズムや食習慣を身に付けたり、発達段階に応じた育児をしていくために効果的な時期に啓発や相談支援を実施していくことの重要性について加筆し、6ページの今後の方向性にも記載をしました。

次に8ページをお開きください。1-3思春期の健康づくりについてです。現状と課題では、様々な数値を最新のものに改めております。学校保健と連携して取り組む、口から始める食育推進事業については、長期的な視点での関係団体等と連携した取組の必要性について言及しております。今後の方向性としては、変更はございません。

次に10ページをお開きください。1-4食育の推進についてです。まず、施策名について、前回は食育の推進と食生活支援としておりましたが、前回の会議でご意見をいただきましたので、事務局として検討し修正いたしました。ここで本日配付しております、高知市食育推進計画概要版のこちらのリーフレットをごらんいただけますでしょうか。表紙の左下に食育についての位置づけが記載されています。リーフレット開いてごらんいただきます

と、それぞれのライフステージでの幅広い取組が記載されています。国の示した次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画策定指針においても、計画内容の事項として食育の推進との表記があることから、この施策名を提案いたしました。委員の皆様からご意見をいただければと思います。

現状と課題では、「高知市食育に関するアンケート調査」の最新結果について、修正、加筆しております。そして、平成31年3月に策定した「第3次高知市食育推進計画」の「健康なこころと身体のための食育」と、「豊かな食を実現するための食育」の2つの取組を柱とし、子供から高齢者まで生涯を通じた取組となるよう乳幼児・学童期においては、発達段階に応じた食育に取り組んでいくことを記載しています。また、幼児や学童期の「食べる」機能や食べ方の課題について加筆しています。

今後の方向性としましては、第3次高知市食育推進計画に基づき、次世代を意識し、多様な暮らしに配慮した食育を推進していくことを記載しています。また、第一期計画で挙げていた中学校給食の全校実施が実現できたことにより、学校給食を生きた教材として活用するとともに、食育体験学習等を通して自己環境力の向上を目指すことを新たに加えています。

次に12ページをお開きください。1-5 小児救急医療体制の確保につきましては、現行の方針と変更はございません。

ご説明は以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。

先ほどの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

1-4 のところですがけれども、食育の推進というふうに検討されているところがありましたけれども、このことにつきまして何かご意見ございませんか。ありませんか。

(委員一同)

いいと思います。

(有田会長)

ありませんか。

(委員一同)

いいと思います。

(有田会長)

ありがとうございました。特にご意見、ご質問ないので、続きまして施策2に

つきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

(保育幼稚園課 古津運営支援担当係長)

保育幼稚園課の古津です。

まず、説明に入る前に申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いしたいと思います。まず、11ページをごらんください。11ページの米印の24番、保育所・幼稚園等とある部分ですが、この説明のところに認可保育所、幼稚園及び認定こども園などの特定教育・保育施設、家庭的保育施設とありますが、この家庭的保育施設の施設を事業所に直していただきたいです。家庭的保育事業所、さらにそのあと、小規模保育事業とあるところを小規模保育事業所、所が抜けておりまして、こちら2点の修正をお願いします。

それから、14ページも1カ所、修正をお願いしたいところありまして、ページの中ほどに地域型保育事業という説明がございます。その2段落目、下線が引いてありまして、本市においては高知市家庭的保育事業者等の設備及び運営と、ところが、高知市家庭的保育事業、事業で止めていただいて、者というものを削除をお願いします。高知市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例というふうになります。

それでは、進めさせていただきます。大きな2番、幼児期における教育・保育の充実という施策の中の1つ目の施策。利用規模に沿った教育・保育の提供について説明いたします。利用規模に沿った教育・保育の充実では、第一期計画以降の制度改正で、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されております。これによりまして、現状と課題のところに幼児教育・保育の無償化の項目を追加しまして、無償化の実施により、保育ニーズの変化にも影響が出てくるのが考えられますので、利用実態の適切な把握と需給体制の整備が必要となっております。

次のページには、前回この会議の中でご審議いただきました量の見込みと確保方策など、子ども・子育て支援法に基づく基本指針につきまして、事業計画の記載が必要な内容を、今後の方向性として記載しております。提供区域の設定には、第一期計画から変更がございませんが、確保方策につきましては、施設整備による定員増加や小規模保育事業保育所の公募、さらには、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ認定こども園では、幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの変化に対応した定員の設定をするなどによりまして、令和2年度末までに提供体制を確保し、待機児童を解消していきます。この令和2年度末というのは、国の支援計画であります、子育て安心プランにおける計画の達成時期に合わせた記載をしております。それから、今回の基本指針の改定で、必須記載事項として追加されている内容になりますが、④の教育・保育の提供体制の確保というところで、障害児や外国につながる幼児等、特別に配慮が必要な子供が円滑に教育・保育を利用できるよう、教育・保育の提供体制の確保について配慮することを記載しております。

次のページいきまして、⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施、これにつきましても必須記載事項となっております。今回の幼児教育・保育の無償化により、対象の

施設及び事業を利用した利用料について、償還払いで給付を受ける保護者や、保護者から利用料を徴収しない現物支給の施設に対して、円滑に給付がされるように事業計画に盛り込むこととされております。内容としましては、国の方針に沿って償還払いは年4回を目安として実施し、法定代理受領も私学助成の幼稚園に対しましては資金繰りに配慮し、毎月の給付とするなどの対応をしていくこととなります。

続きまして、18ページめくって2つ目の施策にいきます。より質の高い教育・保育の推進について、説明しています。教育・保育の施設が幼児期の子供の成長・発達に果たしている役割というのは、大変重要であるということで、それぞれの施設におきまして幼稚園、教育要領や保育所の保育指針。また、幼保連携型認定こども園、教育・保育要領に沿って幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿、これを意識した計画を立てることなどによりまして、教育・保育の質の向上を目指していくこととしています。また、基本指針の改定で記載が必要となりました子ども・子育て支援施設等の保育の質の確保・向上についてですが、今回の無償化では一定基準を満たしました施設・事業を無償化の対象としております。これによりまして一定の質の確保というのは、求められるということになります。このうち認可外保育施設につきましては、5年間基準を満たさなくても無償化の対象施設となることができる経過措置がございますが、基準を満たしていない施設につきましては、市が実施する年1回の立入り調査において、さらに関与を深め、適切に指導監督するなどによりまして、質の確保・向上に努めてまいりたいと思います。

説明は以上になります。

(有田会長)

ありがとうございました。

施策2につきまして事務局から説明がありましたけども、先ほどのご説明について質問、ご意見ございませんでしょうか。

伊野部委員。

(伊野部委員)

すいません。伊野部です。

15ページの、まず1点目、地域型の中の小規模の保育事業所の公募を含めて、定員増、増やしていくということを考え方が示されてますけど、この小規模の場合には連携施設が必要だと思うんですけど、その辺は従来どうなのか、3歳児から受入れというのがスムーズになかなかいけないケース、今大体もう1歳でほぼ満杯の定員採ってるんで、なかなか3歳からというのが各園からの実情からもなかなか難しいんじゃないかと思うんですけど、その辺がどうなのかという点と。

それから、この4番目のいわゆる障害児や外国につながる幼児の、この問題ですが、提供体制の確保は書かれてますけど、受入れ体制というのが、いざ現場ではなかなかご両親

が両方とも外国人の場合には、意思疎通すらできないようなことが現場では起こってますけど、その辺の受入れ態勢についての考え方といいますか、そのことは書かれてないんで、その辺のお考えをちょっとお伺いさせていただきます。

(有田会長)

今、伊野部委員から出ました小規模保育からの3歳児以降の受入れの現状。それと外国籍の家庭を受け入れるときの体制については、どのようになっているかというところ、あるいは、このような取組はそういう項目、内容が必要ではないかということでしたけど、事務局のほうで何かご意見ありますでしょうか。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課、中村です。

小規模事業保育所については、現在高知市に今11施設ございます。全ての施設において連携施設は確保できております。待機児童対策として、去年それから今年度と小規模事業保育、公募いたしました。それについても、連携施設の確保ということを明記した上で公募しておりますので、今、昨年度応募していただいた施設については、しっかり確保した上で認可をしておりますし、今現在もこの認可に向けて事業者と協議を進めておるところで、その辺りはしっかりと確保をした上で、認可していきたいというふうに考えております。それから、その2番目の配慮が必要な受入れ体制というところですけど。ごめんなさい、今回のこの計画の中でちょっと明記はできてない部分がありますが、国のメニューの中でも、そういった一応補助メニューがあったように記憶しております。また、そういったところを整理した上で、施設において厳しい部分があれば、そういったところも検討の上で進めていきたいというふうには考えております。

(有田会長)

例えば、言われてる外国籍の家庭を受け入れた場合に、非常に園との連携が難しい場合に、例えば地域の民生委員であったり、そういう機関との連携なんていうことは、どうなんでしょう。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課、中村です。

例えば、配慮の必要な子供さんについては、地域の民生委員の方であるとか、そういった地域のそういった方を利用することで、地域と連携しながらそういうことを進めていけるというふうに考えています。外国籍の方については、県のほうでも何か通訳を派遣するような、そういうところも聞いておりますので、そういったところと先ほど申しました国の事業の中で研究して活用につなげていくというふうに思っています。

(有田会長)

すいません。それから、もう1点。小規模保育施設が連携園が必ず付けなきゃならないということで、認可はされてるところですけども、でも実際に国が出してるところの内容についてまで、現実にああいうことができてるかどうかというところが、子供の受入れはできているんだけど、そのほかいろいろ施設を使わせてもらうとか、あるいは困っている保育のことについて相談ができるのかというところなんか、どんな現状があるかどうかとか分かりますか。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課、中村です。

現在の認可しております小規模事業保育者から、そういった困ったというような声は課のほうには届いてはおりません。一番大きなところでいうと、小規模事業者が2歳、3歳未満児の受入れということですので、そういったの受皿というところはしっかり確保できておるといふふうに考えておりますし、それから、小規模の事業者ということで職員の数も少ない中で、例えば職員が急な病気等で保育に従事できなくなった場合についての、そういった連携施設の確保も求められておりますけど、そういった部分についても今のところ困っておるといふような話は聞いてない状況です。

現状は以上です。

(有田会長)

多分、保育の現場でも先生が助けにいくってことが、とても難しいとこだと思いますので、何かそんなモデル的にできるというところがあれば、ぜひそういうことが広がっていくように。それから、やっぱり小規模保育施設の中には園庭が無い。本当にビルの中で1日中自然の風にも当たらずに過ごしてる子供たちがいるわけですけども、あの子たちがやっぱり自然と触れていくためには、公園なんかはなかなか乳児向きの公園がなくて、やはり保育士が幼稚園に行くと、そここのところがもう少し安心して子供たちが遊ぶことができる環境があろうかと思しますので、連携園との望ましい連携の在り方なんかを、ぜひ高知市のほうでも探っていただけると、乳児のお子さんが健やかな成長・発達を遂げることができると思いますので、ぜひ要望です。お願いいたします。

他にございませんか。

井上委員。

(井上委員)

井上です。

すいません、先ほどの外国につながる幼児の問題で、高知県内、外国籍の方で4000を超

える労働者の方が働かれています。高知市で実際に外国籍の方であるとか、実際、起用したりとかも支援されてる実態というのは、どういう現状であるか分かりますでしょうか。

(有田会長)

ちょっと分かる範囲で。

(伊野部委員)

ちょっと今、すみませんね。

すいません。井上委員のこの質問と関連して、私どもの民保協からいろいろ挙がってきている中には、両方とも外国人で例えば、お弁当ということお願いしてもお弁当という文化がないので、実際分からない。その辺のいわゆる文化が違うので、その辺がなかなか通訳さんも全然ない。英語すらしゃべれないというのが、園長が片言の英語だったら何とか分かるんだけど、それ自体が分からないという家庭がいて困ってるという声は挙がってます。

(有田会長)

事務局のほうで何かしら状況をお願いします。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課、中村です。

公立の施設がもう26園ありまして、その中ではそういった現場のほうから、そういった声は全然聞こえてないです。ただ、委員さんのほうでは先ほどの伊野部委員さんもおっしゃったように、そういったケースがあって、施設のほうで例えば翻訳機なんかを活用して、対応されておるといことは聞いております。

(有田会長)

そういうところを少しここのところに入れたほうが良いのではないかという意見ですかしら。

(伊野部委員)

伊野部です。

先ほど課長もおっしゃいましたが、国はそういうことを想定して保育体制強化事業ということで、補助金、月額10万だと思えますけど、そういう補助制度は作ってるんです。ただ、高知市では、それは導入されてないということなんで、それは通訳さんとかそういうことを非常勤でやってる形で雇えれると。例えば、週に2日でも3日でも10万円の範囲内ならやれるということなんで、ぜひそういう、対象園だけでも当然いいと思うんですけど

ど、そういう困ってる園が現在ありますので、その辺は調査すればすぐ分かることなんで対応していただけたらということです。

(有田会長)

というようなご意見いただいています。他にございませんでしょうか。  
中屋委員。

(中屋委員)

中屋です。  
先ほど民生委員のことがちょっと出たので、うちのほうの対応については外国籍の方も幼稚園児にいらっしゃるんですけども、お父さんのほうが言葉が堪能でいらっしゃって、通訳を別に介さなくても分かるということがあって、ご両親とも外国の方なんですけれども普通に生活ができているという状況です。民生委員に困ったとって言われたのは、小学校に上がったときにちょっと語学力がちょっと低いかなという相談がありましたけれども、普通の会話は日常会話はできるので、問題を解くときに多少不安が残るという程度のお話をさせていただきました。その程度です。すみません。

(有田会長)

というような現状があるようですので、学校教育課なんかと一緒にまた連携していただくような取組もご検討いただけると、子供たちが健やかに学校を楽しみに行けると思います。よろしく願いいたします。良い意見だと思います。  
他にありませんか。

(齊藤委員)

私でよろしいですか。

(有田会長)

はい。

(齊藤委員)

すいません。高知市保護連の齊藤と申します。  
14 ページに現状と課題を書いていたいただいているんですけども、保育の無償化によるニーズの変化というところがあるというところは分かってるんですけども、その下のほうに書いてある利用実態の把握、ニーズの把握というところが課題として書かれていて、今後の方向性のところでちらっと見当たらないなと思ひまして、どんなふう把握されているのかというところをちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

(有田会長)

事務局のほうでお願いいたします。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課，中村です。

無償化はこの10月から始まったばかりというところで、まだ形として見えてない部分があります。ただ、3歳以上児が無償化というところで、高知市の場合は3歳以上児の施設入所率というのが98%を超える状況ですので、その無償化によって3歳以上児のニーズが高まるというふうには考えてはいたしません。ただ、認定こども園なんかは、無償化の要件が1号認定であれば、例えば2万5,700円しか無償化の対象にならないとかいうところなんで、そうじゃない保育認定の場合は3万7,000円までと違ってというような、そういう金額的な差もあったりして、そういったところで利用者の方が認定区分を、例えば1号から2号に移る、そういう実態はちらほら見えてきているような状況はあります。

受入れとしましても、すいません、15ページの②の確保方策のところにも記載はしてありますが、そういったニーズの変化に対応して、認定区分によらずに柔軟な受入れを行うという形で対応していきたいというふうに考えております。

(齊藤委員)

ありがとうございます。ニーズの変化というのは、恐らく保育園側も保護者側も出てくる話だと思います。両方の見た目というかニーズがあって、それを施策を採って対策していくことで保育の質、偏っても駄目かなと思いますので、両方から声が聞けるような仕組みがあればなと思って発言させていただいたまでです。ありがとうございました。

(有田会長)

他にご意見、ご質問ないでしょうか。いませんか。

そしたら、次に移りたいと思います。次の施策第3につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

(子ども育成課 長尾課長)

続きまして21ページからの、3子育てしやすい環境の整備の部分について、修正点、それから要点について、子ども育成課よりご説明申し上げます。

初めに、3-1 地域ぐるみの子育て支援のまちづくりについてですが、まず現状と課題におきまして3行目に、地域生活課題の多様化、それからダブルケアっていいですか、この顕在化してる状況、そのことによって行政だけでなく地域での子育ての支援や見守りが必要となってきた等々記載しておりまして、また同じページの下から3段落目からは、本市

の地域福祉活動推進計画や、その第2期計画における理念である地域共生社会の実現について記載をさせていただいております。また全体的に第一期計画中におきまして実施された事業、施設数が変更になったところについては、それから実施主体が変わったところなどについて現状を踏まえまして修正を加えております。具体的には地域子育て支援センターの設置箇所数を10カ所から14カ所ですとか、民生委員・児童委員による赤ちゃん訪問が始まっている地区数については9地区、それから子育てサロンの実施主体にボランティア団体が加わったことなどを加筆して修正をしております。

1ページおめくりいただきまして22ページにつきましては、平成29年の母子保健法改正によりまして、市町村での整備が努力義務とされました子育て世代包括支援センターのことについて記載をし、地域子育て支援センターと合わせまして子育て支援の核とした体制づくりについて記載をいたしました。

それから、その下の今後の方向性においては、③で地域課題の解決に向けて、地域力強化（ネットワークづくり）に取り組むことについて加筆をしております。それから④において、地域における社会資源情報を一括した提供のための仕組みづくりについて取り組んでいることについて記載をいたしました。

それからその下の主な関連事業等のところについては、ほおっちょけん相談窓口の設置、それから社会資源情報収集提供体制の構築といったことについて加筆をしております。

22ページの最後の端に米印で42というふうに注釈が付いておりまして、次のページまで続いておりますけれども、そこについても第一期計画によりました社会福祉協議会、それから民生委員・児童委員さんの解説などについては、このページからの省略をさせていただき、その他、子育てサロン等と説明文についてはもうほぼ整理をさせていただいております。

次、24ページをお開きください。3-2 子育て支援体制の充実の主な修正点についてです。現状と課題では、前のページと同様に妊娠期からの切れ目のない子育て支援につなげるため、子育て世代包括支援センターの設置について記載いたしますとともに、地域子育て支援センター設置数については現在の数を改め、それから親子絵本ふれあい事業についても実施施設を拡張してきておりますので、中ほどにございますような現況の21施設に書き改めています。

それから、現状と課題の最後のほうになってきますけれども、子育て支援情報入手の傾向について、第1期計画では高知市発行の情報誌、本からの情報入手については、ニーズ調査の結果、減っているというふうな結果が出ておりましたけれども、新しい調査結果で逆に増えているとの結果になっておりますので、修正をいたしております。

それからその下、今後の方向性になりますが、第1期計画期間中に高知市発行の情報誌が妊娠期から子育て期までの情報を網羅した形になりましたので、そういった記載に改めております。そのことに伴っての文言の修正を行うなど説明文の整理、簡素化をしております。

25 ページの主な関連事業等におきましては、子育て短期支援事業というのが第1期計画のところ載っておりましたけれども、こちらはショートステイ、トワイライトステイとそれぞれ事業を2つ事業として加える、書き改めた後の整理をし、あと注釈等についても加筆のほうを加えております。

次、26 ページをお開きください。3-3 多様な保育サービスの充実についてでございます。延長保育事業については、実施主体に認定こども園と地域型保育事業所を加えて提供の実施施設数を記載しております。

それから、2 段落目の一時保育事業については保育士における一時預かり事業（一般型）及び認定こども園や地域型保育事業所における一時預かり事業（余裕活用形）の現在の実施施設数及び利用実績数を記載いたしております。

また、幼稚園における教育時間を超える時間の預かり保育実施施設7カ所、認定こども園、地域型保育事業での休日保育事業の実施数を記載しております。

その下が病児保育事業については、平成28年度から実施をしております体調不良児対応型については、令和元年度当初で保育所等55カ所において実施していること。それから、令和元年度から非施設型（訪問型）の病児保育事業をスタートさせたことについて加筆をさせていただいております。

それから、放課後児童クラブについては、現況、令和元年度当初に35校で92クラブまで現在開設が増えております。92クラブに修正をいたしまして、平成27年度の国基準、改正によりまして、こちらから高学年の小学生についても対象となったわけですが、現況は高学年の待機児童対策がおざなりになっていることについて言及をしております。

その下の今後の方向性の中では、放課後児童クラブにおける取組として、新・放課後子ども総合プランにおける子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容として、待機児童対策のために、放課後児童クラブの整備不可の場合には余裕教室を十分に活用した上で、それでもなお不足する場合には小学校外の敷地での対応を行い、待機児童解消のための対策を講じていくというようなことの説明をさせていただいております。

また、次のページでございます27ページですけれども、主な関連事業の中では令和元年度からスタートしたといわれている事業、非施設型を新たに加え、注記には新・放課後子ども総合プランについての説明を加筆しております。

28 ページをごらんください。3-4 男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくりについては、現状と課題のうち中ほどのほうに記載がございしますが、内閣府が行いました調査結果について最新のものに新たなところの修正をしております。全体方針としては、ほぼ変更はございません。

30 ページをお開きください。3-5 子育て家庭にやさしい生活環境の整備につきましては、ページの中ほどでは、「ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づいた整備内容の審査を行っていることについて加筆をさせていただいております。

それから、ページの下のほうになります、平成31年4月に「高知県自転車の安全で適

正な利用の促進に関する条例」が施行されましたことを受けまして、18歳までの子供を持つ保護者の方が子供さんにヘルメットを着用させることが規定されたことについて記載しております。それ以外に全体的には現行とほぼ方針については変わりございません。

また、次のページの31ページでございますが、今後の方向性の中では、子育て家庭や妊産婦に配慮したひとにやさしいまちづくりの推進について記載の文章を修正していますが、ほぼ全体的な方針について変更はございません。

あと、関連事業については下線の引いたところについて一部事業を追加させていただきます。

ご説明は以上でございます。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまの施策3につきましてのご説明について、ご意見、ご質問はないでしょうか。はい、植野委員お願いします。

(植野委員)

植野です。よろしく申し上げます。

うちの園では今、児童クラブのほうを委託を受けてやらさせていただいております。春野の東小学校、西小学校と南ヶ丘とやっておりますけれども、食育のつながりもあるのでちょっとここで聞いてみたかったですけれども、児童クラブで今まで、大分前は手作りのおやつとかを出してたんですけど、今は一切それは衛生面で駄目ということで、手作りを一切出してなくて、ほとんど出来合いのお菓子を食べらしているという状態なんですけれども、やっぱり食育とかそういうものを考える中では、やはりちょっと子供と一緒に手作りをするとか作って食べるっていうことも一日開所になると長時間になりますので、そういうこともするっていうことが一つの食育ではないかなというふうに考えたりしたんですけども、この間もちょっと厳しくてナイフで切り分けてはいけないとか、全部お皿は変えましょうとか、そういう難しいことがちょっときたので、指導員もどういう形でおやつを出せばいいのかなくなってちょっと悩んでしまったところがあって、もう袋に入った市販のお菓子っていう形におやつはなくなってしまってるんですけども、そういうところもう少し融通というかそういうものはできないんでしょうか。今回、これには関係ないんですけど、ちょっとそういうことも聞いてみたいなと思って。上から下りてくるだけで、こうこうしてくださいっていう内容だけしか届かないので、どうしてそういうふうになってるのかっていうのが分からないので、少しここで教えていただきたいんですが。

(有田会長)

放課後児童クラブでは、手作りのおやつは出してはいけないというような。

(植野委員)

はい。前は調理とかはしてたんですけども、ちょっと今中止になってますよね。

(有田会長)

保育のほうではやってらっしゃる。

(植野委員)

保育は調理場があるので、衛生面的なことと言われたのかなと思って。昔はホットプレートを準備してホットケーキを焼いたりとか、そういうこともしてたんですけど、じゃあ子供が「ただいま」って帰ってきたときにそういう匂いがするっていうのも、そういうのもお腹をすかせた子供に対しては食育になりますよね。「あつ、やった」って。この宿題が終わったらこのおやつが食べれるなっていうのがあったんですけど、そういうのが全部なくなってしまった。

(有田会長)

放課後児童クラブのその辺りの実態は、事務局のほうで分かる範囲ありますでしょうか。

(子ども育成課 長尾課長)

子ども育成課の長尾です。

先ほど委員さんがおっしゃられましたように、放課後児童クラブのほうが、言いましたら調理器具を使用するということになっておられまして、保育園のような形の専用の調理場っていうのがもともとなかなかない。言いましたら、調理ができるスペースというのは子供さんが実際にいらっしゃる場所にあるというわけで衛生面でのやっぱり懸念があるということがございまして、そういったことから上からとおっしゃられたことなんです。放課後児童クラブ、高知市の8のブロックがありまして、そちらのほうで調理についてどうするかっていうことを具体的に今それぞれの8つのブロックのブロック長さんからご意見をお聞きしまして、言いましたら、それをブロック長会でも話をしまして決定することにしたのが現在の形ということで、衛生面に配慮して禁止させていただいたというのが現状です。

(有田会長)

調理とか衛生面の確保ができていれば手作りおやつもオーケーですか。

(子ども育成課 長尾課長)

これも実際のところそういったところについて言いますと、先ほど教室を開放してとい

うことになりまして、それこそ炊事場自体が無くて水が出る場所が例えば廊下とかになるとか、いろんなことが統一してできるかという衛生面も徹底できるかという、なかなかそこは難しいということがございます。といったところで、子供さんへ特に安心・安全というところを考えた上で調理ということを、保育園の中では実際に専門にそういった調理の方っていらっしゃるですけども、そういった方もいらっしゃらないようなので、そのような形でご意見を支援員の意見を聞いた上で決定しました。

(有田会長)

よろしいですかね。

本当に多分食えることだから衛生面が大事だろうと思いますけども、食育を考えたときに幼い頃から望ましい食習慣をつけてやるのは大事じゃないかと思ったり、そこで特に放課後児童クラブなんかだったらなかなか手作りおやつを家庭で食べることに難しいと思うので、できればそういうことができてるようなことが望ましいと思いますけど、その調理場等々の確保がなかなか難しいことあるかと思ったり、何かせめてできる施設があるならばそこが活用できるような、それこそ柔軟な対応ができるようなところもあれば植野委員さんがやるところなんかは実施ができる体制があると思うので、そういうところの現状なんかを把握していただいて、できるものがあればそういう対応は望まれるのではないかと思いますので、またその辺りの現状ぜひ把握してください。お願いいたします。

その他ございませんでしょうか。

(齊藤委員)

私、よろしいですか。

(有田会長)

はい。齊藤委員お願いします。

(齊藤委員)

高知市保護連の齊藤です。

30 ページの、子育て家庭に優しい生活環境の整備っていうところなんですけども、今年に入って子供たちに原因がない交通事故っていうのが何件か全国的にあったと思います。代表するのは滋賀県の交差点でいきなり車が突っ込んで来たというやつがあると思うんですけども、そういうところって課題とか方向性には入ってるんでしょうか。そこへの対応とか整備とかっていうところは。

(有田会長)

事務局のほうで何か対応等々ありましたら教えてください。お願いします。

(保育幼稚園課 中村課長)

保育幼稚園課，中村です。

先ほど齊藤委員さんがおっしゃられました滋賀県の事故を受けて，国のほうでその安全対策いうところで保育施設それから警察機関だとか道路管理者を巻き込んでの，例えば保育でいうと保育で園外活動するときのルート of 安全点検したりとか，今現在もそういった関係者が集まって対応を協議しているところで，そういった対策はこれからも進めていく形になると思います。ただ，今回，新事業計画の中でははっきりとそういった部分の明記がないので，またちょっと検討してくることになるのかなと思っております。すみません，説明になってないですが。

(有田会長)

よろしいですか。

(齊藤委員)

ありがとうございました。原因がないのに事故に巻き込まれて事故するっていう形が一番到達点にはほど遠いところかなと思いましたが，またよろしくお願いします。

(有田会長)

この現状の中にも公共施設や道路が子育てに配慮されているかってところ不満が全体の1番，2番というふうに出ておりますので，そこでどういう状況があるのかっていう実態を把握していただきまして，安心して子育てができるような地域づくりの取組の広報を，それこそ提案です。よろしく願いいたします。

他にございませんか。なければ，施策4につきまして移りたいと思います。施策4の説明につきまして，事務局のほうからよろしく願いいたします。

(子ども家庭支援センター 高橋副所長)

それでは32ページに移ります。子育てに支援センターから項目の4-1，4-2についてご説明をいたします。

まず32ページ，4-1 児童虐待の発生予防についてです。平成28年以降の児童福祉法の改正，それから本年度3月の児童虐待福祉対策に関する関係閣僚会議の徹底を踏まえ，修正，加筆をしております。具体的な現状といたしまして，4段落目から5段落目にかけて書いております。厚生労働省の毎年発表をしております，子ども虐待による死亡事例等の検証結果による妊娠期，周産期における問題について下線のとおり記述をしております。

次に，この問題に対する妊娠期から切れ目のない支援の取組といたしまして，子育て世

代包括支援センターの取組や各種の幼児健診事業等について記述するとともに、次の段落には子ども家庭総合支援拠点の早期整備を図ることについて加筆しております。さらに行政の関与の拒否、居住実態が把握できないなどの虐待発生のリスクの高い家庭等に対し、特に関係機関等の連携が必要であることの記述をしております。

33 ページの最後の段落になりますが、本年度、児童福祉法等の改正により親権者らによる体罰禁止が明記されましたことから新たに体罰によらない子育ての推進について記載をしております。

次に、今後の方向性ですが、①については文言の整備のみです。2 番には、子育てに関する相談支援体制の整備、子供に関わる関係機関の連携強化。職員の資質向上を図ることによって支援を必要とする子供らを早期に把握し支援することについて記述をしております。3 番目には、虐待予防に関する広報・啓発活動の実施及び要保護児童対策地域協議会を中心にした地域における虐待予防のネットワークづくりについて修正・加筆をしております。

主な関連事業については、新たな事業も含め下線部の事業を加筆しました。

35 ページをお開きください。続きまして、4-2 要保護児童の早期発見と迅速・適切な対応です。第 1 期では項目を要保護児童の早期対応としておりましたところですが、国の基本指針の項目だけを参考に今回の表記とさせていただきます。

現状と課題につきましては、要保護児童対策地域協議会の運営について現状に合わせ、修正・加筆をしております。平成 27 年 6 月にいただきました、児童虐待指導事例検証報告の提言に基づきまして、要保護児童対策地域協議会の運営やケース進行管理の在り方の見直し、関係機関の間で適切な丁寧な協議がちゃんとできるようにとじています。

また、平成 29 年から児童福祉法に義務付けられました要保護児童対策調整機関、調整担当者の配置ならびに目黒区の船戸結愛ちゃんの事例でも問題となりました転居ケースにおける情報共有の在り方や児童相談所との連携について今回新たに記載をしております。

注釈のほうに、新たな要保護児童対策調整機関の解説を追記しています。

以上で、子ども家庭支援センターからの説明は終わりです。

(障がい福祉課 嶋主幹)

障がい福祉課です。

37 ページ 4-3 について報告します。まず 4-3 の項目ですけれども、第一期障害支援から障害など特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実へ変更しています。

現状と課題では、3 段落目に母子通園施設ひまわり園へ平成 27 年度から実施している「ゆったりっこクラス」について加筆し、4 段落目には切れ目のない支援を行うためサポートファイルの周知やその活用について記載しています。

次に、地域の相談支援体制とともに、障害児支援利用計画の作成が平成 27 年度から開始され、多様なニーズに沿った支援を実践できる人材育成が必要なことを記載しています。

下から 5 行目ですけれども、児童発達支援事業については、第一期の計画では事業所の

不足が課題でした。現在、提供体制は整いつつありますけれども、一人一人の発達や育成に応じた支援を行える事業所の確保が求められていることから修正を加えています。

次に、38 ページですけれども、3 段落目の卒業に向けた支援については、平成 27 年度より就労アセスメントを実施し、その結果を進路にいかす取組が開始されたため、そのことを記載しております。

最後に医療的ケアを必要とする子供の支援について様々な課題があることから、医療的ケア児及び重度の障害のある子供の支援検討会を設置し、今後検討していくことを加筆しています。

今後の方向性ですけれども、①から⑨の方向性につきましては大きく変わりありません。変更部分は現在の取組をさらに進めていくために補強したものであり、10 項目目に医療的ケア児及び重度障害のある子供の支援の充実に取り組むことを新たに加えています。

関連事業では、親子通園（高知市ひまわり園）ってというのが第一期計画でしたけれども、次期計画では親子通園施設ひまわり園に修正をしております。医療的ケア児及び重度障害のある子供の支援検討会、自立支援協議会・就労検討会を行っております。

以上です。

（子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹）

子育て給付課、関川です。

41 ページをごらんください。4-4 ひとり親家庭の自立支援の推進につきましては、現行計画と同様の方針でございます。

続きまして 43 ページ、4-5 厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援につきましては、これにつきましては次回の会議にてお示しでございます。

施策 4 につきましてはの説明は以上です。

（有田会長）

ありがとうございました。

先ほどの施策 4 につきまして、説明でご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（伊野部委員）

よろしいでしょうか。

（有田会長）

はい、伊野部委員。

（伊野部委員）

伊野部です。

4-1 の児童虐待の発生予防という中で、先ほどご説明いただいた厚労省が発表したというこの死亡事例についての原因として、妊婦の健診とか、それから母子健康手帳の交付とかいう、これについては対策を高知市は採られてますけど、その後で、若年、10代の妊娠についてということで、その後でまた一段採ってこんなに多いんだよってことを言ってる割に、割にって言いましょうか、割にって言ったら言葉悪いんですけど、今後の方向性にそこが入って来てない。やっぱり小学高学年ぐらいからやっぱりこういったリスクはあるんだよというようなことはやっぱり教育していかないと、やっぱりこれ一番地味な活動でありますけど一番重要なことではないかなと。こういったリスクはあるということはやっぱり今後の方向性の中に何らかの、せっかくこれだけ現状と課題に載せてるんですから、割合まで。やっぱりその辺はちょっと今後の方向性のほうに何らかの形で活かしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

(有田会長)

ただいまの伊野部委員の意見につきまして、事務局のほうで何か。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

子ども家庭支援センターの中城です。

先ほど伊野部委員さんのほうからご指摘をいただきましたように、やはり10代の若年の妊娠という部分につきましては、やはり学校教育などの場でしっかりとした教育の場でそういった対策が打たれるべきというふうには思っておりますので、また、教育委員会のほうなどとも協議をしまして、そういった部分が良い方向に進んでいくように何らかの対策をまた考えていきたいと考えております。

(有田会長)

他にありませんでしょうか。

(中西委員)

中西です。

4-1 と 4-2 併せて、児童虐待と要保護児童の早期発見に迅速にですね、啓蒙啓発のことをやるということについてはすごく載っているんですが、35 ページでしたか、今後の方向性のこと 3 のところ辺りで、行政としてやることについてはすごく前へ出てるんですが、地域住民が何をするのかと、例えば民生委員さんとか主任児童委員さんなんかを中心にして地域住民がこの子供たちを発見しました、それをどう地域で見守ってどうサポートしていくのかっていうところを今後の課題として説明入れていただくとすごくいい、あれが出るのかなと思いますのでぜひ。啓蒙啓発の対策というのはすごく多く出ていますのでそのとき

に、じゃあ地域住民がどうするのかってやつを入れていただくということをお願いしたい  
と思います。

(有田会長)

社会全体で子育て家庭を支援していくというところがありますので、そのなかでやっぱ  
り地域のかって大きいと思うんですが、中西委員のご意見につきまして何かありますでし  
ょうか。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

子ども家庭支援センター、中城です。

中西委員のほうからただいまお話をいただきましたように、やはり児童虐待の対応とい  
うのは行政機関だけでははっきり言いまして何ともならん問題、部分もありますので、や  
はり地域でやはり我が事として捉えていただいて、地域でやっぱり見守りとかそういった  
支援とかいうことが重要になってまいりますので、また今ご指摘いただきました今後の方  
向性の部分でご指摘いただいたようなところを検討させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

(有田会長)

他にございませんでしょうか。

なければ、施策5について事務局のほうから説明お願いいたします。

(学校教育課 溝淵課長)

失礼します。

44 ページとなります。施策5子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備  
について、5-1の44ページの中段までを学校教育課から、後半を教育研究所ということで  
説明させていただきます。

まず4行目からの部分に下線がありまして、前回は平成19年、20年についての学力状  
況の記載がありました。今回につきましては、そこを更新しまして現在の状況に変えてあ  
ります。一つは指針、これは測るものとしまして全国学力・学習状況調査というのがある  
んですが、これにおきましては、小学校につきましては全国レベルではありますが、中学  
校で課題が残されているということから、このことについての改善策として、「学力向上ア  
クティブ・プラン」というものがございまして、45ページの下68というところの注釈に  
はございまして、このプランにおいて平成29年から4年間を授業改善と授業研究中心に取  
り組んでいるところでございまして、そのような中で、今後回復ができるように、特に学  
力向上は進路保障につながるということですので、そこを中心に考えていただいております。

もう一点ですが、3段落目になります、道徳教育の目標を前回から修正しております。

道徳教育につきましては、これまで同様に教科書の全体を通じまして道徳の時間を要として取り組んでいるところでございますが、新学習指導要領移行されておまして、主に小学校では昨年から、中学校では本年から今までうちは道徳の時間というものが道徳科という形になって新学習指導要領に示されますので、その目標に、新しい目標に沿ったものに修正をしております。

そのようなことで、45ページの今後の方向性の①になりますが、今後につきましては先ほど申しましたまだ課題が残っています授業改善であるとか研究授業をしっかり充実をさせ、これから学力向上に取り組みながら進路保障をしっかりしてまいりたいということでございます。

続きまして、教育研究所に変わります。

(教育研究所 近森所長)

教育研究所近森です。

続きまして、4段落目からについて説明をさせていただきます。まず、現状と課題でございますが、本市の長期欠席・不登校児童生徒の出現率は、小・中・義務養育学校とも全国より高い状況でございます。一方、平成28年度に不登校に関する調査研究協力者会議、文部科学省の取組でございますが、取りまとめの中に不登校児童生徒への対策としましては、不登校状態にある児童・生徒を対象とした社会的自立への支援への取組と全ての児童生徒を対象とした不登校を生じさせない学校づくりの取組を推進するという2つの取組の視点が示されており、そのようなことも受け、ここに書いてあるような内容にしております。

また、特別な支援を必要とする児童生徒は高知市においても近年増加傾向にございまして、支援体制の充実と関係機関、福祉機関や医療機関との連携を図りながら支援に当たっております。このような子供を取り巻く教育環境の変化により複雑化、多様化しております課題解決に向けては教職員の資質向上が欠かせないこともあり、資質向上を図るとともに組織力をいかした学校づくりを実現するため、高知市立学校の教職員研修の取組を推進してまいりたいと考えております。

その次のページの今後の方向性につきましてはですが、3番と4番について述べさせていただきますが、下の主な関連事業を通しまして、3番に関しましては不登校対策総合事業通しまして学級経営の充実を図り、子供たちが「行きたくなる学校、居場所のある学校」を目指した取組を継続して不登校児童生徒未然防止に努めるとともに、教育支援センター事業を充実させて個に応じた学びの場で支援体制の整備を図っていきたいと考えております。また、各学校や関係機関との連携を図り、特別な支援の必要な子供に対するきめ細やかな支援を特別支援学級サポート事業や特別支援教育相談充実事業を通して、通常の学級や特別支援学級で進めていきたいと考えております。

以上で5-1の説明を終了いたします。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課，関川です。

47 ページをごらんください。5-2 子どもの健全育成については，現行の計画と同じ方針でございます。

続きまして 50 ページをごらんください。5-3 家庭や地域の教育力の向上につきまして，ここでは新たに開館しましたオーテピア高知図書館では，子育てに関するコーナー等を設置し，子供たちの行事の充実や読書環境の向上を図っております。図書館，点字図書館，科学館からなる複合施設「オーテピア」は，授乳やおむつ換えができるベビールームの設置等，特別な支援を必要とする子供たちを含め，乳幼児から高齢者まで誰もが利用しやすい施設となっております。

また，50 ページの一番下の段落では，学校における行事や様々な教育活動に保護者や地域住民に広く参画していただくために登下校の見守り，授業の補助，環境整備，部活動支援，防災教育等，学校や地域の状況に応じて地域と協働しながら取り組んでいるところでございます。

施策5についての説明は，以上でございます。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして，ご意見，ご質問ございませんでしょうか。

(沖田委員)

よろしいですか。

(有田会長)

はい。

(沖田委員)

すみません，沖田です。

全体的に関わることなんですけど，先ほど伊野部委員も少し触れられたんですが，何年間第一期をやってきて，今回第二期の方針を示す中で今後の方向性っていうのがどんどん文言が余り変わらずにそのまま出てるケースっていうのが多いように感じるんですね。そうすると今までやってきた中でPDCAを回してきたと思うんですが，それに対して文言変えてないということはできてないから再度やるという意味なのか，それともこれは息の長い取組なのですぐに結論が出ないからこれを引き続きやるっていうのか，ちょっとその辺りの考え方を教えていただいたらと思うんですが。

(有田会長)

今、沖田委員から質問がありましたけども、今後の取組につきまして全体の中で重要だから変わってないのか、あるいは取組ができてないからなのかとかありましたけど、その辺事務局のほうから説明のほうよろしく願いいたします。

(こども未来部 山崎副部長)

こども未来部、山崎です。

どうも貴重なご意見ありがとうございます。今後の方向性につきましては、5年前この現計画を作るときにここにも継続していらっしゃる委員さんもいらっしゃいますけど、も含めまして皆さんいろいろ悩んで作っていただいたものということになってます。これについて、PDCAの中で取組が完了したままであるとかいうものもございまして、そういったものについては変更したりということしておりますが、なかなかお子さんやっぱりどんどん成長されて新しいお子さんもまた施設を利用されていたりとかありまして、どんどん入れ替わっていきます。いろんな課題も5年前とそう大きく変わらないということもございまして。そういうところで関係部署が集まってワーキングをする中で、ここの内容についてもこういう変更を加えさせていただいたというところで、また今日先ほども児童虐待のところでご意見をいただいて今後の方向性に追加すべきものというのを、また委員さんのほうからも先ほどのようなご意見をいただけたらというふうに考えまして、今回の議題に臨んでいるわけです。

(有田会長)

沖田委員、よろしいでしょうか。

(沖田委員)

ありがとうございます。せっかく作るんであれば、市民の方が見たときに前回とはここが変わってるなというような印象を受けるものが出来上がったらいんじゃないのかなと。前回と余り変わってないねっていうよりは、インパクト与える上ではこういうところやっば問題意識を持ってここを重点的にやろうとしてるんだというような姿が見せるような今後の方向性が示すことができないのかなというのがあって。文章非常に長いので、これを市民の方がいちいち読むことはないと思うんですけど、取組の内容が本当にどうか、ぱっと見て分かるというか何か工夫ができないのかなっていうのがありまして、この概要版がまた出ればその中にもっと分かりやすく書かれるんだろうと思いますけど、少しでもそこがずっと見ててほとんど方向性も何も変わらないのかなというのがちょっと寂しい気もしましたので、ちょっと意見として言わせていただきました。

(有田会長)

きっと新たな視点が次回出たと思うんですけども、新たな視点につきましてその背景、取組状況なんかを分かりやすいような形で表記していただきまして、新しい計画の部分がうまく受けてくれるような工夫のほうぜひお願いをしたいと思いますので、なかなかこの長い文章、今日委員の中でも見ていってもどの辺がどうつながってるのかってことが十分に理解できてない部分もありますので、ここで参加してない市民の方、本当に分からないことたくさんあるかと思っておりますので、行政の文章が本当に市民の方が高知市民の方が我が事として受け止めていかれるような形での、ぜひ提示の仕方を工夫をお願いしたいと思います。

他に何かご意見ございませんでしょうか。

井上委員お願いします。

(井上委員)

井上です。

先ほどの質問に関してですが、現状と課題と今後の方向性しかできないのでやっぱりなかなか分かりにくいところがあると思うんですけど、せっかく今までのできてた部分とかいろいろ評価したことがあるので、そういうのが間にちらっと載ってるともうちょっと委員も分かりやすくて、だからこうなんだというところが分かりやすいのかなというふうには感じましたので、すみませんそれだけでして。あと、長期実績でやっぱり不登校の対応だとか小・中学校はいろいろ対応のことが書かれておりますが、担当職員の資質向上であったり取組は非常に重要だと思うんですが、一方でその現場で働く先生たちの環境とかがなかなか厳しいものであるというか、小・中学校通して課題になってきていると思っておりますが、その辺りがここに書くことではないかもしれませんが、その辺りの取組とか何か対策とか何か。子供をやっぱり安心して預けたいので、そういう対策とか具体的な方向性とかがあったりするんでしょうか。

(有田会長)

全国よりも高い状況にあるってとこありましたが、何かその部分で具体的なものがあれば。

(学校教育課 溝渕課長)

すみません、学校教育課の溝渕と申します。

先ほど教員の働き方といいますと、ちょうど教員の働き方改革ということで教育委員会のほうでも、例えばの話ですけど学校で留守番電話等、これは地域住民の方とのご理解もいるんですけども、例えば土日であったり平日の7時とか8時以降にはそういった留守番電話の内容にさせていただけたらということとか、あと、教員が夏休みにちょっと休みを取るとかいうことをどこまで地域住民であったり市民の方と共有しながら教員の休みも少

しも取れて、その休みはそういうことで子供に接する機会が十分充電もしていただいて、整うということで今ちょうどプランを作成中でございます。少しずつ実行していくことなんですけど。

(有田会長)

井上委員，よろしいでしょうか。

(井上委員)

はい。

(有田会長)

小野委員。

(小野委員)

小野です。

以前にも申し上げたことがあったような記憶があるんですけど、個人情報保護法っていうのが施行されて随分年数がたつてると思いますが、そのころから学校の先生方が子供同士の喧嘩とか何かトラブルっていうことに対して、親同士が相手の電話番号を知らないようなときに、先生が間に入ってもらわなければ連絡がつかないような状況っていうのがずっと以前からあってきました。現在、各学校でどんなふうな対策をとっておられるのか分かりませんが、子供同士は友達だけでも親同士が分からないっていうことが往々にしてあるかと思えます。学校のほうに家庭調査っていうものを提出するときにも、今どういう会社に勤めて親の勤務状況なんかどこまで秘密にして、書きたくなければ書かなくてもいいような状況もあるのではないかと推察されますし、そうなるにつれてますます先生方が担わなければならないことっていうのが昔から比べると随分増えてきているのではないかと。それが親同士で解決できないことに先生に関わってもらわなければならないっていうような、全く成熟してない大人同士のような現状っていうのもそれに先生が悪く言うと巻き込まれているのではないかというふうな危惧も見受けられますし、そういったところも何らかの形で先生たちの質の向上っていうのももちろんですが、もちろんそれは必要だとは思いますが、先生方が疲弊していつてる現状っていうのは授業以前のそういったことにもあるのではないかっていうふうに思われますので、何かそのところでPTA同士もなかなか心を打ち解けあえる人、仲のいいグループっていうのはあるかもしれないんですけど、全体がまとまっていくっていうことが困難になっていつてる現状ですので、そこも何かしてあげられるものはないのかなというふうにはちょっと思いますが。

(学校教育課 溝淵課長)

すみません、学校教育課、溝渕です。

ありがとうございます。おっしゃるとおり以前から比べますと、例えば学級の中での連絡網とかいうのを以前は当たり前のようにお名前が電話番号がついていうふうにいるいろいろありますけど、最近ではやはり1家庭もそういう情報は渡したくないとなると全体で統一できるとかいろいろ苦戦されてる時代でございまして、言っていたようにPTAであったり地域であったり学校全体で子供たちを見守ろうという体制がもともとは求められているんですけども、今の話によると少しまだ逆行のほうに進んでいるのかなと思ってまして、またいろんな場面で学校も出せる情報はしっかり出して協力ももらわないと学校だけではなかなか成立しづらい状況になりますので、貴重なご意見としていただくということでもよろしいですか。すみません、ありがとうございます。

(有田会長)

だから多分その地域とかPTA活動とかいうことをこの文言の中に少しやっぱり入れられることが必要ではないかと思ってることで、虐待と同じようにやはり学校の先生方がお忙しいとこともありますけれども、もう本当にそこだけで解決できなかった方たくさんおるわけですので、ぜひここにPTA活動の位置をしっかりと位置付けたり、あるいは地域。本当に地域の中での、みんなが関心を持っていかれるとかいう状況を作ってくという意味では、ここにそういう文言をぜひ入れていただけると有り難いと思いますので、よろしくお願いいたします。

(学校教育課 溝渕課長)

ありがとうございました。

(有田会長)

他には。

宮地委員。

(宮地委員)

私立幼稚園の宮地といいます。

正直これを眺めていて先ほども出てきましたけど、誰に向かって書いているんだろう、誰が読むんだろうというのが疑問になってきた。その中でやはり続いていく中でやると、現状と課題というような雰囲気だけだと何か成果が現れないなど。今までやってきてどういう成果があって次の課題がどうなのかというふうなことが、先ほど来言われたことの中に一つあるのかなというふうな思いをしながら。前期も委員を務めさせていただきましたけど、「いや、これ誰が読むんだろう。読んでどうなるんだろう。資料になるだけか。」正に資料版だけけど、それを分かるようにというのをもう少し。せつかく出すんだったら、も

う少し分かりやすい形で工夫されるなり、これからこの中で検討していく中でもそういうことを提言していかなければいけないのかなという。長くなりましたけど、そんな思いとそんな中で例えば28ページの上から5行目ぐらいに、非正規社員っていう言葉がありますけど、資料の中へ使うときに今後この非正規という言葉がどうたらこうたらっていうふうな厚労省が言ったりしてるんだけど、いわゆる置き換えとか、そんな部分は大丈夫なのかという細かなところに気になったり、それから37ページなんですが、下から7行目、8行目ぐらいからある支援の必要な子供の保育所、幼稚園、保育所・幼稚園等への入所・入園が増加しておりっていうのは何かここでだぶってるのは意味があるのかなというふうな細かなことが気になった文が一つと、この全体の中で実は4号子供と読んでしまうかと思っている、何かと言いますと、ゼロ歳から2歳いわゆる3歳になる前の家庭での子育てをしている子供たちにこれと余り出てこない。どちらかという、就労支援よりのサービスであったりというふうなことがやっぱり多くなってきているけど、一番今情報が欲しくてやっているワンオペになっているような子育て、そういうところの家庭にやはり今後光を当たっていかねばいけないんじゃないかなと。本当に苦労しながら育てられている。幼稚園サイドから見ましたら、3歳まで待たずに働く人たちが多くなってきた。そうなってくると、この乳幼児期にやはり親との関係を作ってる大事な時期に確かに就労も大事でしょう。だけどそのワーク・ライフ・バランスということが一方出ているけどなかなか前に進んでいかないと。特に男女共同参画の文言を見て、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されっていうふうにあるけど、そうすると子育てをするということも非常に大きな、家庭で子育てをするっていうことは非常に大きな意義のある活動ではないか。その辺がどうも自らの意思による子育てが傍らに追いやられてるような感じがあるので、その辺の部分にも、今回どうこうということじゃなく今後光をやはり当ててほしいなという思いがしますので、感想的な部分になりましたけど、そんな部分入れていただけるということでの発言とさせて。

以上です。

(有田会長)

例えば、宮地委員が言ってらしたことは一期の頃から言ってらしましたけども、家庭で子育てをしているお母さんのご家庭。どこかに入れるとするならば、どこに入れていけばいいと思われませんか。

(宮地委員)

3-1 とかですね。そんなどこに入れるとかいうことは考えていなかったです。突然言われてもあれやけど、3-1であったり、おまかせします。

(有田会長)

今、宮地委員のほうから 3-1 ぐらいに入るだろうかとと言われてましたけど、ここで言うと、施策で言えば。

(宮地委員)

今、思いつきで言ってますので突然言われて回答保留。

(有田会長)

ずっとそれは、新谷委員も言われていたと思うので、本当に家庭の中で一生懸命子供と向かっている、言わば本当に専業主婦と言われる方たちがそういう意味では、子育てについて悩みが大きいということはもう以前から言われていることですので、そのご家庭についてどこかのところでやっぱり書いていくとするならば、3 の子育てしやすい環境の整備のところのどこかにそういうところが少しでも入っていくと救われていくご家庭もあるのではないかと思いますので、何かそういうふうな工夫をぜひ事務局のほうにお願いということでもよろしいですか。

(宮地委員)

はい。3-4 も該当すると思いますけど、ちょっと探していただければえいと思います。

(有田会長)

本当に、専業主婦の方たちが子供と本当に向かい合っていきながら、いけばいろんな悩みが言えない。自分が一生懸命頑張らなきゃならないというふうに思っている保護者の方いると思いますので、どっかの形でそういう方を入れていただけるようなことをお願いというところで。

(宮地委員)

今回入れなくて結構です。このまとまっていく中でどうこうということじゃなくて、今後やっぱりそこに対する光をどう当てて行くか、場所も含めて今既存のカテゴリの中に入れるのか、新たなカテゴリとして作っていくのかということも。やっぱり、誰が見るのかっていう辺りに置いていかないと、せっかくここで議論した分が、広まっていけないということに委員として忸怩たる思いと、やっぱり問題だなと思ったので言わせていただきました。

(有田会長)

はい。じゃ事務局に渡します。

(こども未来部 山川部長)

ご意見ありがとうございます。多分おっしゃられていることは、今回の件と切り口が違う視点でおっしゃっていただきました。私どもとしましては、今見ていただきました辺りの項目の中で活動しています、地域子育て支援センターでありますとか、こういうところご利用なさっている方を主に、就園されていないご家庭などがご利用されていますし、また地域の子育てサロンなどにおきましても、そういう地域の皆さんのお力も借りながら、とにかく子供たち、その子育て家庭を孤立化させない。これは基本指針、基本方針のところにも出てまいります一番大事なポイントでございます。今回の計画全てに通して孤立化させないということは、かぶせてきているつもりではありますけれども、少したてりが違いますので、ご意見は十分理解しているところでございますので、また何らかの形で今回うまく入るかどうかは分かりませんが、そういう意図は全てにちりばめられているということは私どもも同じ思いでございますので、どうかよろしく願いいたします。

(宮地委員)

じゃよろしく申し上げます。

(有田会長)

ほかにご意見。伊野部委員お願いします。

(伊野部委員)

伊野部です。

全体的話になったんでちょっと私の感想といいましょうか、思っていることを言いたいと思います。この大体全体を通して見て、例えば保育事業であつたら保育士の資質向上であるとか、市の事業であつたら市の職員の資質向上という、そっちのほうの流れはたくさんあるんですけど、この相手方、提供受ける側はもう極端に言えば子育て世帯全体の育児力の高めとしか書かれてない。本当に、今必要なのはいろんなことが必要ですけど、今県がやっている親育ちであるとか、やっぱりそういった保護者に対してのやっぱりそちらのほうの資質向上という面から見てちょっと弱いんじゃないかなということを感じています。今、宮地委員が言われた、誰に向けてという。そこはぼけるのはやっぱりやるほうばかりのあれで、受けるほうのことが余り書かれてないというのが前からちょっと感じたんですけど、やっぱりその辺の例えば、じゃ育児力を向上させるためにどういった施策をやっていくのかというような、これもちょっと考えて、せつかくの5年に一度の期会ですから、次回以降皆さん方考えていただけたら有り難いなと思いましたので発言させていただきました。

(有田会長)

はい。お願いします。

(こども未来部 山川部長)

ご意見ありがとうございました。少し補足しますと、一番この計画のスタートの今日説明しました、各論の最初の端の部分です。1 ページのところ。とにかく妊娠期からの切れ目ない支援。このところでパパママ教室から始まりまして、まず育児に取り組む姿勢のところ、パパママ教室へ来ていただいて、まず体験していただきながら、不安なく出産に望んでいただくことでありますとか、現在力を入れております、子育て世代包括支援センターを中心にして、妊娠期からそういうアドバイスなど行ないながらやはり親になるという気持ちを育てていくといいますか、そういうような施策というのをこの一番の施策のほうに盛り込んできております。ここが、非常に前回と比べてページ数が増えている内容がボリュームが増えているところでございます、ここ5年間で事業も増やしてきて、今ご心配いただいている伊野部委員のご意見のような部分の入り口の部分でございます。ここの部分を充実させていくこと。また、併せて今おっしゃった保育園なんかの親育ちの事業なんかもあるかと思えますけれども、そういうことも含めて総合的に子育て世代全体がきちんと子育てできるか、に向き合う。そしてまた、社会全体で子育てをしていくというのが大きな理念のほうで謳っておりますので、先ほどの宮地委員のご意見と同じですけど、うまくこれに反映できるかどうか分かりませんが、ご意見としては十分に理解しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(有田会長)

はい。

(子ども未来部 山崎副部長)

子ども未来部の山崎です。

今回のこの各論のところ。各論の内容が余りにもボリュームがあります、各論の部分だけ取り出してご説明をするということで、非常に細かなところの説明ばかりになってしまったというところで今回の会ではなかったと思います。

この各論というか、この計画全体を通しまして、国の基本指針に必須記載事項と任意記載事項がございます、その項目が列挙されてたり、文言に書かれてたりします。このうち必須記載事項を絶対に入れたいといけなないといふことがあるので、先ほどの外国につながるというのも、9月に基本指針が出て始めて目にしまして、それで入れ込んでということもありまして、ちょっと対策が後手に回っているような状況もございます。

今日もたくさんご意見いただいて大変有り難いんですが、文言の細かいところにつきましては、ちょっと事務局側でも急遽作ったようなところもありますので、どんどんブラッシュアップしながら洗練させていきたいというふうには思っておりますので、また次回の会でも一部変更したところをお見せできるかと思えます。また、そのときにもご意見をいた

できればというふうにも思っております。

(有田会長)

事務局のほうから説明ありましたが、付け加えて意見、ご意見、感想なんかございますでしょうか。沖田委員お願いします。

(沖田委員)

沖田です。

山崎副部長の話良く分かりました。その中でやはり冒頭から引っかかっているのが、今後の方向性の内容がどちらかというと、こうしたいなという方針的な書きぶりになっておいて、こうするんだっていう書き方っていうのが少ないような気がするんですね。取り組んでいきますとか、それから支援しますとかっていうような書き方をしてるんですけど、できたらこういうところを支援しますというような具体的に書かれたほうが、読み手としては分かりやすいのかなという。

ここで会議して、こういう話を聞いて細かい各論の話を聞くと分かるんですけど、多分一般市民の方がこれを見たときに、何でそういう文言になったのかっていう、つながったとかいう、最初の繰り返しになりますけど、つながりが分かりにくいもので、その辺りの書き方の工夫っていうのがもう少しあってもいいのかなっていう、山崎副部長のほうから文章を入れないといけない部分もあるし、きちっとできてないところもあるというお話でしたけど、何か、今日午前中に男女共同参画事業のプラン 2016 の評価をしておったんですけど、そのときになかなか計画をすると5年間は変えられませんかという推進発表したら目標はちょっと時代に合っていないですよ。途中で何で修正できないんですかというたら、発表してるから変えられませんかという話が出て、なかなか難しいんだなど。一般の企業であればちょっと状況が変わったら柔軟に方向性を変えたり、目標値を変えたりするんですけど、なかなか市とか目標値は5年間変えられないんだなどということだと、何かちょっと今回ものすごく大事なことになるんで、その辺りもちょっと含めて、もう少し細かく分析が必要なのかなというふうに思っています。次回でどういう形が出てくるか、楽しみにしておるんですけど、できるだけ、ですます調の文章っていうのは非常に分かりにくいんで、こういう読み手の文章じゃなくって、こうしますとか、こういうことがあるんでこれをこうしますとかって書かれたほうがもっと分かりやすいのかなっていう。せっかく現状と課題をきちんと書かれておるのに、それに対してどれがどう対応してどうしているか、これは伊野部委員が最初に言われた話なんですけど、正にそのとおりだなと感じておりますんで、少しその辺りを工夫されたほうがいいのかないようには思います。できれば数値目標ができるんやったら数値目標を挙げていただいて、この数値はこういうふうに改善していきますというふうに書かれたほうが、もっと分かりやすいかなっていう気がしましたので、少しご検討いただければと。こういう例えになったと言われてしまえばそ

れまでなんで、それ以上のことは言えないんですけど。そういう表現の仕方もあるのかなってというような気がしましたので、最後に少し付けさせていただきます。

(有田会長)

たくさん取組をされていて、本当に素晴らしい取組をされているところがある。それこそ5年間関わってきてよく分かっています。でもそれがなかなか分からない、理解がされないというところにきつとここの表現の仕方なんかがあるかと思いますが、やっていることが分かるような形で、ぜひ事務局のほうから作っていただくと有り難いと思います。よろしく願いいたします。

(こども未来部 山川部長)

ありがとうございます。なかなか行政計画っていうのも難しいところもございます。また、今年度は行っておりませんが現計画の進行会議の途中報告なども年度内には行ないますけれども、そういう場面におきましては今回、今後の方向性の下に関連する事業というのをたくさん書いていますが、実際はこれをこうしますという部分は本当に細かくなってきて、この事業一個一個に反映してみて、それを大きくくくって今後の方向性というところに書いているものですから、確かに分かりにくいと思いますが、どこまでくくれるかちょっと分かりませんが、今後のPDCAの途中経過など、施策の評価などしていただく際には、かなり細かい数字が出てまいりますので、今年度はまだ新しい委員さんにはお目にかけてことはないんですけど、その際にはかなり細かい数字でご意見いただくようになってまいりますので、その計画本体とその後のフォローアップと併せて取り組んでいきますので、よろしく願いいたします。

(有田会長)

山崎さんどうぞよろしく願いします。

(こども未来部 山崎副部長)

こども未来部の山崎です。

この計画に沿って貴重な意見をありがとうございます。この計画は子ども・子育て支援法の法定計画にありまして、その基本指針に則して定めなければならないということで、法に定められております。あと1つ実は次世代法っていうのがありまして。次世代法の行動計画策定指針っていうのが、これも次世代法の計画となりまして。実は子ども・子育ての基本指針と一緒に出るってアナウンスされていたんですけど、まだ出ていない状態です。その内容もこの計画に反映させていく。内容はもう概要版みたいなものが出ていますので、それから推測もしながらちょっと文言の変更とかもしていきたいというふうに思っております。またその節はご指導よろしく願いしたいと思います。

(有田会長)

また次回の部分もあろうかと思えます。どうかいろんな今日出ました意見につきまして  
はご検討のほうよろしく願いいたします。

各論のほうにつきまして他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(宮地委員)

はい。

(有田会長)

宮地委員

(宮地委員)

短く。私立幼稚園の宮地です。

本当に中身がたくさん見えるようになって、十分いろんな活動をやっているということがわかりますのでぜひ、その周知の方法っていうのが、これが冊子になって市民全員に配るわけじゃないですよ。分かりやすい形での周知方法っていうのも併せてご検討いただければ。一体これはどこへ行ったら見れるぜよと、いう形に、もうホームページなのか何なのか。その辺が今の若いお母さん方はスマートフォンでチェックができないかというふうな形の、要は情報入手方法を言ってますけど。せっかくこれだけのものをやっている、大項目だけ見ても、これだけのことができてるんだということが分かればそこから興味関心のあるところへ入っていくと思えますので、ぜひともその周知方法っていうのを併せてご検討、現在どうされているかが分からないんで、その辺をしていただくと相手が市民であるならば市民向けにそういうことをぜひお願いしたいなということです。以上です。

(有田会長)

他にございませんか。なければ両括弧2番の重点施策について移っていきたいと思えます。重点施策につきまして事務局にほうから説明をお願いいたします。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課、関川です。

お手元に配布しております資料2 重点施策についてをごらんください。施策体系の変更によりまして重点施策の名称についても変わります。①⑤の部分について名称が変わります。次に重点施策の内容についてなんですが、参考資料1としてA4横で子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正についての概要でございます。改正についてだけ載せております。今回、重点施策につきましては改正後も引き続き基本指針の中では、重要な項目と

してそのまま示されております。一般には基本指針は大きくは変わってないとして第一期の重点施策は継承することが適当と考えて提案させていただきます。重点項目についての説明は以上です。

(有田会長)

ただいまの説明につきまして重点施策につきまして、ご意見、ご質問はないでしょうか。重点施策につきましては、この事務局案というところでよろしいでしょうか。よろしいですか。

(委員一同)

はい。

(有田会長)

はい、そうしましたらご意見がないようですので、重点施策につきましては事務局案のほうで承認ということによろしいでしょうか。では、議事につきましては終わりましたけども、せっかくですので畑山委員から何かこの会の中でご意見やご感想がありましたらお願いいたします。

(畑山委員)

すいません、畑山です。

考えてなかったんであれなんですけど。私も今年度入らせていただいていたの関連なんですけれども、まだちょっと何が何だか分からない状態の中でいろんなご意見を聞かせていただきながら勉強になるなっていうところが一つです。私のほうは主に特別な配慮を必要とされる、ある意味障害、発達障害のお子さんを中心に支援のほうをさせていただくのが業務です。こちらにもある特別な配慮を必要とする子供さん自身の充実だとかっていうところの部分がすごく気になっていたところなんです。一つはその文言っていう部分でいうと障害児とか障害のある子供っていうところを私達は文言として捉えたときに、とても気になる場所なんです。高知市さんのほうの部分で特別な配慮を必要とする子供さんとかの言葉がちょっと変わって柔らかくなってるところが、ちょっと探せないんですけどあったかと思うんですけども。そういうようなところの配慮をしていただけたら、保護者の方が見られたときにすごくうちの子障害っていうところがすごく敏感に感じられてらっしゃるところですので、ちょっと柔らかい文言があったらいいかなっていうのが。すみません何かあれになってないんですけど、一つ気になったところかなって思います。失礼しました。

(有田会長)

じゃあご意見があったところを一つお願いいたします。じゃあ神家委員ということで。どうぞ。

(神家副会長)

はい。はい今日はちょっと一言も発してないんですが。この今日出されたものがさらに実際に行政のほうで行う場合には、これが具体的ないろいろな事業計画に反映されていくわけですよね。その方向性を示す計画と捉えていたらよろしいですかね。

(こども未来部 山川部長)

そうですね。子ども・子育て支援には大きな方向性を示している。実際はこれにたくさんそれぞれの関連施策というふうに書いていますけれども。これにその目的を達成するために幾つもの事業を行っていくという形になります。やはり1つのこれをこうしたいというとき1つの事業で達成するものではございませんので、たくさんそれを重複させていくことで達成していく。ですので、非常に余り具体性に欠ける表現もあろうかと思えますけれども、そういう大きなところである目標、指針、方針であるというふうに考えていただけたらと思います。

(神家副会長)

はい。ですから文書としては取り組みますというような表現でくくられているのは、そういう位置づけのものを今策定しようとしているということですよ。はい。以上でございます。

(有田会長)

はい。ありがとうございました。皆さんから意見、今日声を聞くことができ、ごめんなさい。お願いします。失礼しました。

(新谷委員)

いえとんでもないです。何か言わなくちゃと思いながらもどきどきしたまま、ごめんなさい。やっぱり文書は本当に難しくて。実際これをやっぱりこの冊子を目にする一般の方がいらっしやらないのかなと思いつつもやっぱり全部に共通するこの重点施策の5つ全部に共通するのはやっぱり地域の人だったり学校だったり、そういうのはやっぱり連携だと思います。私がやってる市立幼稚園のPTAの活動としては前にも言ったかもしれませんが。11月に行うPTA大会に向けて年に数回の各園から集まってもらってPTA会長会などを通して初めてのお母さんたちお父さんたちと色々な紹介をしたりとか園で困ってることなどを挙げたりとか。そういうことをしたりする中で、やはりお母さんたちもPTAに関わるのが初めてで来られてて、どんなことをするんだろうって思いながら来られてる。

できたらなりたくなかったんだけど会長になってしまったとかいう中で初めて来ていただいて。いえいえそんな怖いところじゃないので皆で一緒にやってみようというところで、どんだんどうこう会話していくと、やっぱり話しして楽しかったっていうのが最後の年度末の感想であったりとか。やっぱりいろんなこういうふうに幼稚園はやってるんですよっていうような話をいつも宮地先生のほうからしていただくんですけど。やっぱり少しずつわからんことを質問してもらいながら投げ返しました。卒園されて次に小学校へ上がられたりする。そしたらまたそこで活動してくれる。やっぱりPTA活動っていうのはそこからつながっていくのかなと思ったり。一番PTA活動が大事なんだろうなというふうに思いました。ヘルメットにしてもせっかく補助金が出て申請はしてるんだけど、まだ買ってない状況だったりとか。そういうのを中学校から聞くと、何で買わないのかなせっかくって。せっかく補助2,000円分出してくれているのにつて思う気持ちもあれば、買ったのに子供がかぶらないとか、そういうふうなところが何だろうって思う気持ちもあります。やっぱり命を守るものでヘルメットをっていうふうに活動されてる方の話聞くとやっぱり大事なものだと思し、そこに危機感を持たないといけないんじゃないのかな、学校からのお便りが届かないからなかなかそんなこと知らなかったという親御さんも多くて。PTA活動している中で本当に大事なことが親に伝わっていかないっていうのがすごく大変だなと思います。でも、やっぱり根気強く学校のほうからもお話をさせていただいて。また、PTA活動の中でも執行部なんかでも話をしたりとか、そういうことで根気強く広めていくしかないのかなというのはすごく感じてます。はい。

(有田会長)

ありがとうございました。きっと事務局の方々は大くさんの事業をまとめていかれながら作成してると思いますが。今日の意見にもありましたように現状はどうですかっていう意見がありましたので、ぜひそれぞれの事業実施のところから聞かれてる意見なんかも吸い上げていただきながら、このことが動いていかれるような、実際どういうふうに動いているんだろうかってことなんかを実感していただきながら市民の方々に分かりやすい何か周知の方法なんかも工夫をしていただきたいと思います。

他に御意見ございませんでしょうか。なければ皆様方本当にいろいろな御意見ありがとうございました。事務局のほうにお返しします。よろしく願いいたします。

(子育て給付課 宮本課長)

委員の皆様、闊達なご議論をいただきましてありがとうございました。最後に3その他について事務局から御説明させていただきます。

(子育て給付課 関川給付制度担当管理主幹)

子育て給付課、関川です。

次回の支援会議ですが、11月25日月曜日または11月27日水曜日で、本日入り口受付にて委員の皆様にはスケジュールの御確認をさせていただきました。本日欠席の委員の方にも確認しています。委員の参加の多い11月25日月曜日を次回の開催日としたいと思います。時間は同じ時間の午後6時半から。場所は変わりましたたかじょう庁舎6階の大会議室になります。繰り返しますが、今回は11月25日月曜日、時間は午後の6時半から、場所はたかじょう庁舎6階の大会議室でよろしくをお願いします。

(子育て給付課 宮本課長)

それでは以上をもちまして、令和元年度第3回高知市子ども・子育て支援会議を終了いたします。有田会長を初め委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。お気をつけてお帰りくださいませ。